

条例の改正に伴う旧・新対照表

- 舞鶴市消防団条例 1
- 舞鶴市債権管理条例 3
- 舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 6
- 災害弔慰金の支給等に関する条例 7
- 舞鶴市手数料条例(第1条関係) 8
- 舞鶴市手数料条例(第2条関係) 11
- 舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 12

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧			新											
<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>1,380人</u>とする。</p> <p>(被服の貸与) 第16条 団員には、別表第6に定める被服を貸与するものとする。</p> <p>(委任) 第17条 (略) 別表第3(第12条関係)</p>			<p>(定員) 第2条 団員の定員は、<u>1,100人</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(委任) 第16条 (略) 別表第3(第12条関係)</p>											
区分	種別	支給金額	区分	種別	支給金額									
機械整備手当	消防ポンプ自動車	1台につき 年額 18,000円	機械整備手当	消防ポンプ自動車	1台につき 年額 18,000円									
	小型動力ポンプ付積載車			小型動力ポンプ付積載車										
	小型動力ポンプ	1台につき 年額 10,800円		搬送車(小型動力ポンプ用)	1台につき 年額 7,200円									
出動手当	火災出動	5時間未満の出動 1回につき 2,000円	出動手当	火災出動	5時間未満の出動 1回につき 2,000円									
	水防出動	5時間以上の出動 1回につき 5,000円		水防出動	5時間以上の出動 1回につき 5,000円									
	警戒出動	1回につき 2,000円		警戒出動	1回につき 2,000円									
	警備出動	1回につき 1,000円		警備出動	1回につき 1,000円									
	訓練出動			訓練出動										
<p>別表第6(第16条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>員数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲 帽子</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種 衣袴</td> <td>各 1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			品名	員数	備考	甲 帽子	1		種 衣袴	各 1		<p>(削除)</p>		
品名	員数	備考												
甲 帽子	1													
種 衣袴	各 1													

旧			新	
	ゲートル	1	<p>改正附則 この条例は、令和2年5月1日から施行する。</p>	
	地下足袋	1		
乙	防火用帽	1		動力ポンプ筒先係に貸与する。
種	防火用刺子	1		同上
	その他			

舞鶴市債権管理条例旧新対照表

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定相続人 債務者が死亡した場合において、当該債務者の市に対する債務を相続する権利を有する者をいう。</u></p> <p>(債権管理者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 債権管理者は、前項の規定の適用に当たっては、<u>当該徴収する債権の債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。</u></p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第5条の2 債権管理者は、市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、債務者が履行期限までに市の債権を納付しなかった場合で、その金額が2,000円以上であるときは、当該金額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する<u>割合(商行為によって生じた市の債権にあつては、商法(明治32年法律第48号)第514条に規定する割合)</u>を乗じて得た金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(債権管理者の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 債権管理者は、前項の規定の適用に当たっては、債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。</p> <p>3 <u>債権管理者は、市の債権の債務者が生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第1項に規定する生活困窮者である場合は、当該債務者の生活再建に資するよう、必要な助言を行うものとする。</u></p> <p>(遅延損害金)</p> <p>第5条の2 債権管理者は、市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、債務者が履行期限までに市の債権を納付しなかった場合で、その金額が2,000円以上であるときは、当該金額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する<u>法定利率</u>を乗じて得た金額(その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の徴収について、契約に別段の定めがある場合は、その定めるところによるものとする。</p>

旧	新
<p>2 (略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第6条 債権管理者は、市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利(第1号イに掲げる場合において、<u>特定相続人の一部を確知することができないときにあっては、当該確知することができない特定相続人の相続分に係る権利に限る。</u>)を放棄することができる。</p> <p>(1) <u>消滅に係る時効期間が経過し、かつ、次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>債務者の所在が不明である場合</u></p> <p>イ <u>特定相続人の全部又は一部を確知することができない場合</u></p> <p>ウ <u>債権金額が少額で、徴収に要する費用に満たないと認められる場合</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる場合に準ずるものとして規則で定める場合</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債務者である法人の破産手続が終了した後、清算すべき財産が残った場合において、当該財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。</p> <p>(4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権についてその責任を免れた<u>場合</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第6条 債権管理者は、市の債権のうち、消滅時効について時効の援用を要するものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄することができる。</p> <p>(1) <u>債務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又はこれに準ずる状態にある者であり、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 債務者である法人の破産手続が終了した後、清算すべき財産が残った場合において、当該財産の価額が強制執行の費用<u>並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額</u>を超えないと認められるとき。</p> <p>(4) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権についてその責任を免れた<u>とき。</u></p> <p>(5) <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から規則で定める期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められると</u></p>

旧	新
	<p><u>き。</u></p> <p><u>(6) 消滅時効の期間が経過したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があるときを除く。)</u>。</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に履行期限が到来した市の債権(商行為によって生じたものに限る。)に係る遅延損害金については、この条例による改正後の第5条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例旧新対照表

旧			新		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	(略)	1 市長	(略)	(略)
2 市長	(略)	(略)	2 市長	(略)	(略)
3 市長	(略)	(略)	3 市長	(略)	(略)
4 市長	(略)	(略)	4 市長	(略)	(略)
5 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	(略)	(略)
6 市長	(略)	(略)	6 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	7 市長	(略)	(略)
8 市長	(略)	(略)			

改正附則
この条例は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(償還等)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項及び令第 8 条から第 11 条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第 15 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。</u> <u>(舞鶴市災害弔慰金等支給審査委員会)</u></p> <p>第 16 条 <u>法第 18 条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、舞鶴市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から調査審議が終了した日までとする。</u></p> <p>5 <u>委員は、再任されることができる。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p>7 <u>前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>(規則への委任)</p> <p>第 16 条 (略)</p>	<p>(規則への委任)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

舞鶴市手数料条例旧新対照表(第1条関係)

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(23) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写しの交付又は同法第20条第1項から第4項までの規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	300円	(23) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項若しくは第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付又は同法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく除票の写し若しくは除票記載事項証明書の交付	300円
(24) (略)	(略)	(24) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	300円
(25) (略)	(略)	(25) (略)	(略)
(26) (略)	(略)	(26) (略)	(略)
(27) (略)	(略)	(27) (略)	(略)
(28) (略)	(略)	(28) (略)	(略)
(29) (略)	(略)	(29) (略)	(略)
		(30) (略)	(略)

旧			新		
<u>(30)</u>	(略)	(略)	<u>(31)</u>	(略)	(略)
<u>(31)</u>	(略)	(略)	<u>(32)</u>	(略)	(略)
<u>(32)</u>	(略)	(略)	<u>(33)</u>	(略)	(略)
<u>(33)</u>	(略)	(略)	<u>(34)</u>	(略)	(略)
<u>(34)</u>	(略)	(略)	<u>(35)</u>	(略)	(略)
<u>(35)</u>	(略)	(略)	<u>(36)</u>	(略)	(略)
<u>(36)</u>	(略)	(略)	<u>(37)</u>	(略)	(略)
<u>(37)</u>	(略)	(略)	<u>(38)</u>	(略)	(略)
<u>(38)</u>	(略)	(略)	<u>(39)</u>	(略)	(略)
<u>(39)</u>	(略)	(略)	<u>(40)</u>	(略)	(略)
<u>(40)</u>	(略)	(略)	<u>(41)</u>	(略)	(略)
<u>(41)</u>	(略)	(略)	<u>(42)</u>	(略)	(略)
<u>(42)</u>	(略)	(略)	<u>(43)</u>	(略)	(略)
<u>(43)</u>	(略)	(略)	<u>(44)</u>	(略)	(略)
<u>(44)</u>	(略)	(略)	<u>(45)</u>	(略)	(略)
<u>(45)</u>	(略)	(略)	<u>(46)</u>	(略)	(略)
<u>(46)</u>	(略)	(略)	<u>(47)</u>	(略)	(略)
<u>(47)</u>	(略)	(略)	<u>(48)</u>	(略)	(略)
<u>(48)</u>	(略)	(略)	<u>(49)</u>	(略)	(略)
<u>(49)</u>	(略)	(略)	<u>(50)</u>	(略)	(略)
<u>(50)</u>	(略)	(略)	<u>(51)</u>	(略)	(略)
<u>(51)</u>	(略)	(略)	<u>(52)</u>	(略)	(略)
<u>(52)</u>	(略)	(略)	<u>(53)</u>	(略)	(略)
<u>(53)</u>	(略)	(略)	<u>(54)</u>	(略)	(略)
<u>(54)</u>	(略)	(略)	<u>(55)</u>	(略)	(略)
<u>(55)</u>	(略)	(略)	<u>(56)</u>	(略)	(略)
<u>(56)</u>	(略)	(略)	<u>(57)</u>	(略)	(略)
<u>(57)</u>	(略)	(略)	<u>(58)</u>	(略)	(略)

旧	新
	<p data-bbox="1218 276 1330 300">改正附則</p> <p data-bbox="1133 320 2002 534">この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)附則第 1 条第 9 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

舞鶴市手数料条例旧新対照表(第2条関係)

旧		新	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
(24) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円	(24) 住民基本台帳法第20条第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付又は同法第21条の3第1項、第3項若しくは第4項若しくは同条第5項において準用する同法第12条の3第8項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300円
(58) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき 200円	(58) その他の公簿、公文書又は図面の閲覧に供する事務	1回につき 200円
		<p>改正附則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p>	

舞鶴市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例旧新対照表

旧	新
<p>(職員)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 18 条の 5 各号及び法第 34 条の 20 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p> <p>改正附則 この条例は、公布の日から施行する。</p>